

第26回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年2月27日（月）午後3時30分から午後5時

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員（8人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	山田久男
委員	1番	遠藤文男
	3番	安達義男
	5番	森山一郎
	6番	加藤修三
	7番	佐藤敏夫
	8番	南波博直

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第5 議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 議案第4号 出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の互選について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第26回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、4番 山田委員、5番 森山委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・2月6日(月)

市町村農業委員会役員等研修会

会 場：新潟県自治会館

出席者：内藤会長、山田会長職務代理、黒崎

・2月21日(火)

地域別農業委員会 会長・事務局長会議

会 場：会館「おくい」

出席者：内藤会長、大矢事務局長

議 長 それでは、議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。1ページからご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書について、1件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

借り手の変更による合意解約となります。もともと農地法第3条許可による賃貸借契約が自動継続しておりましたが、実体として借受人は体調不良であったため、家族従事者のみで耕作がされており、このたび経営主を変更したことに伴うものであります。なお、解約された農地の今後の利用については、このあとの議案第1号農用地利用集積計画に上程されます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きますして、議案第1号 農業経営基盤促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号農地利用集積計画について、利用権設定の申出として、新規が4件、再設定11件、合計15件の申し出がありました。

【議案書に基づいて番号1～15の内容を説明】

なお、このたびの再設定の受け手について、年齢的なことや減反政策等の終了によるなど先行きが不透明であるとの理由により、前回より期間の短い3年、5年の期間設定の申出をしたようであります。

議案第1号のこれまでの計画内容について、全て、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きますして、議案第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について説明します。議案第2号農地法の適用を受けない事実確認願いについて、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

申請地については、昭和36年に発生した豪雨により土砂崩れが発生して以来、原型復旧が困難であり、耕作放棄状態となりました。既に固定資産台帳及び農地台帳の現況地目も原野となっております。なお、当時の豪雨の影響で、申請地付近には、新潟県により昭和38年と56年に谷止擁壁が設置されましたが、このたび「治山施設機能強化【老朽化対策】」事業で老朽化した谷止擁壁の補修工事を施工することに伴い、当該農地を保安林指定する必要があるため非農地化への確認願いが提出されました。

非農地の判定につきましては、新潟県農地部長通達による「農地の転用と地目変更事務の取り扱い」(県要綱)「3の(3)のイ」の内容に記載されている、「災害等、自然的障害を受けその土地周辺の状況からみて、農地としての維持

や継続的利用が困難である」、に、あてはまり、非農地化への要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 2月20日に事務局と現地調査を実施しました。事務局が説明した内容のとおりです。現地調査時は雪が深く危険ですので遠くから確認しましたが、場所も山中であり農地として耕作できるような場所では無いことが確認されました。もとより新潟県が実施する治山工事でありますので、特段異論は無いかと思われれます。

議 長 ただいま説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

6 番 本件は該当箇所を治山工事するための影響により非農地化を判断するものでありますが、昨年行った利用状況調査や耕作放棄地調査時になぜこの箇所を非農地判断しなかったのでしょうか。

事 務 局 既に現況地目が農地以外のものになっており、B分類とされているので、利用状況調査対象外となります。しかし、このほかにも同様の判断がされている箇所がありますので、今後段階的に整理する必要があると思っております。

議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号について説明します。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

宅地利用のための転用であります。現地はすでに家屋が建ち敷地全体も宅

地利用されているとみられる、既に施行済みである始末書付の事後許可申請となります。申請地については、申請人が住宅の建て替えを計画している際、敷地等の調査を土地家屋調査士に依頼したところ、現在の住宅が建っている住宅敷地として利用していた土地の登記地目のほとんどが農地ということが判明しました。申請人の既に亡くなっている父親が、昭和52年に現在の居宅を建築しましたが農地転用の許可を取得せずに建てられたものと推測され、申請人もその事実を理解していなかったようであります。この申請は住宅を建て替えることが発端となり、申請地の現況が農地のままであれば5条許可申請で受付をする案件となりますが、このたびは違反転用であり、既に家が建っていることから4条許可申請で受付を行いました。

申請地は農用地区域外であり、なお現在農地のままであっても中山間地域に存在する小集団の生産性の低い農地であるため、全ての農地に該当しない農地、第2種農地に該当することが確認されます。又、隣接する農地にも影響はないと判断されました。以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 2月20日に事務局と現地調査を実施しました。事務局が説明したとおりの内容であります。申請箇所は一部の筆について登記地目が宅地となっておりますが、住宅が建つ土地の筆のほとんどが農地のままであります。始末書にあるとおり、申請人は農地転用されていない事実が解らなく、申請人本人の故意によるものでは無いと判断できますが。

議 長 ただいま説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

6 番 やむを得ない案件ではあるが、税務部局も調査をしているんですか。過去の事とはいえ、このような事例が簡単に起きてしまうことは問題であります。今後のこともありますので、農業委員会としても徹底した指導が必要と思います。他部署とも情報連携をしっかりと行い違反転用の防止に向け再度周知を図るなど対応してください。

5 番 もし今後このような事例が発見されたら、しっかりと現地調査、聞き取り等を行い対応してください。

事務局 現在においては建築関係部局に建築確認申請などが提出された場合など情報共有を行い対処しております。また土地の現況についても税務部局との情報連携、台帳突合により対処しております。このたびの一件も固定資産税に関わるため、税務部局に連絡済みであります。違反転用防止に関する周知も改めて対応していきたいと思っております。

議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、原案のとおり議案第3号について追認許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして、議案第4号出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会委員の互選について事務局よりご説明願います。

事務局 農地利用最適化推進委員候補者の選考評価を行うため、出雲崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第6条により「推進委員候補者評価委員会」を置くことあり、第9条により推進委員候補者評価委員会委員は農業委員3名で組織すると規定されております。なお、本日付で、同要綱第10条第2項により、出雲崎町 町民課に照会をし、委員全員が適格者であることの確認をしております。これにより本会で候補者評価委員会委員3名を決定したく、委員の互選について、みなさのご意見をお伺いしたいと思っております。

議 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、委員互選についてのご意見をお願いいたします。

5 番 会長、会長職務代理は既に役職についてられるので、それ以外の方でいかがでしょうか。

6 番 農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第6条によると、委嘱の過程の公正性及び透明性を確保するため、候補者評価委員会を置くことされております。現在、選挙による委員が5名、団体推薦による委員が3名おります。団体推薦委員は母体団体の推薦のみで任命されておりますが、選挙委員の5名の方はそれぞれ地域の方の推薦により立候補され、民主主義に基づいた公職選挙により任命されております。このことから、推進委員の候補者を選考評価する立場として、選挙委員の方が公正性及び透明性という概念に近いと思われまますので、選挙委員の5名の方から互選してはいかがでしょうか。

議 長 ほかにご意見はございませんか。

(意見なし)

議 長 先の意見をまとめますと、会長である私し(内藤)、山田職務代理及び、団体推薦委員である、遠藤委員、森山委員、加藤委員以外の方を委員に任命する案となりますが、丁度、安達委員、佐藤委員、南波委員の3名となりますが、こ

の3名の方に評価委員として任命することになにかご意見はございますか。

(意見なし)

議 長 では、評価委員会の委員をこの3名を任命することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、評価委員会の委員は、安達委員、佐藤委員、南波委員に任命することに決定いたします。

議 長 なお、出雲崎町農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱第11条により評価委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は評価委員会の委員の互選により定めるとあります。評価委員会の方は別室で互選を行っていただきますので、決定するまで本会は一時中断いたします。

(休憩)

議 長 本会を再開いたします。ただいま、評価委員会の委員長及び副委員長の決定の報告がありました。委員長は南波委員、副委員長は佐藤委員となりましたので報告いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第26回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成29年2月27日

議 長 ⑩

議事録署名委員
5 番 ⑩

議事録署名委員
6 番 ⑩